

滋賀県原子力防災専門家会議設置要領

(目的)

第 1 条 本県における適切な原子力防災対策を検討するに当たり、専門的な見地からの意見、助言等を求めるため、滋賀県原子力防災専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 専門家会議は、次に掲げる事項を所掌し、滋賀県に対し専門的な見地からの意見、助言等を行う。

- (1) 県の原子力防災に関する事項
- (2) 原子力施設および周辺の安全確保に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、原子力防災対策の推進に必要な事項

(構成等)

第 3 条 専門家会議は、7 人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者その他相当と認める者のうちから、滋賀県知事が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は、2 年間とし、他の委員の任期途中で就任した場合は、他の委員の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 4 条 専門家会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、専門家会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 専門家会議は、滋賀県防災危機管理監の招集により開催する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 専門家会議の庶務は、滋賀県防災危機管理局において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、専門家会議の運営に関して必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。

滋賀県原子力防災専門委員会設置要領 新旧対照表

旧	新
<p><u>滋賀県原子力防災専門委員会設置要領</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>原子力防災に関し、専門的な見地から指導・助言等を加え、適切な原子力防災対策の推進に資するため、滋賀県原子力防災専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。</u></p> <p>(1) <u>県の原子力防災に関する事項。</u></p> <p>(2) <u>原子力施設および周辺の安全確保に関する事項。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。</u></p> <p>(構成等)</p> <p>第3条 <u>委員会は委員7人以内で構成する。</u></p> <p>2 <u>委員会を構成する委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、滋賀県知事が就任を依頼する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、2年間とし、他の委員の任期途中で就任した場合は、他の委員の任期までとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(会長)</p> <p>第4条 <u>委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p>2 <u>委員長は、会務を総理し委員会を代表する。</u></p> <p>3 <u>委員長に事故ある時は、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</u></p>	<p><u>滋賀県原子力防災専門家会議設置要領</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>本県における適切な原子力防災対策を検討するに当たり、専門的な見地からの意見、助言等を求めるため、滋賀県原子力防災専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 <u>専門家会議は、次に掲げる事項を所掌し、滋賀県に対し専門的な見地からの意見、助言等を行う。</u></p> <p>(1) <u>県の原子力防災に関する事項</u></p> <p>(2) <u>原子力施設および周辺の安全確保に関する事項</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、原子力防災対策の推進に必要な事項</u></p> <p>(構成等)</p> <p>第3条 <u>専門家会議は、7人以内の委員をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、滋賀県知事が就任を依頼する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、2年間とし、他の委員の任期途中で就任した場合は、他の委員の任期までとする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(座長)</p> <p>第4条 <u>専門家会議に座長を置き、委員の互選により定める。</u></p> <p>2 <u>座長は、専門家会議を代表し、会務を総理する。</u></p> <p>3 <u>座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。</u></p>

滋賀県原子力防災専門委員会設置要領 新旧対照表

<p>(会議)</p> <p>第5条 <u>委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。</u></p> <p>2 <u>委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。</u></p> <p>3 <u>委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 <u>委員会の庶務は、滋賀県防災危機管理局において処理する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定めるもののほか、<u>委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この要領は平成24年4月24日から施行する。</p>	<p>(会議)</p> <p>第5条 <u>専門家会議は、滋賀県防災危機管理監の招集により開催する。</u></p> <p>2 <u>座長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 <u>専門家会議の庶務は、滋賀県防災危機管理局において処理する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この要領に定めるもののほか、<u>専門家会議の運営に関して必要な事項は、座長が委員に諮って定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この要領は、平成24年4月24日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p><u>この要領は、平成25年4月 日から施行する。</u></p>
--	---